

平成23年9月定例市議会 9月13日（3回目の一般質問）

◆ 4番 **杉本佳代**議員 こんにちは。自由民主党、**杉本佳代**でございます。

本日は発言の機会をお許しいたきましてありがとうございます。

通告に従いまして、以下、質問いたします。

● 1 川口市公共用地取得事業特別会計予算に関して

本議会におきましては、来る10月11日に予定される鳩ヶ谷市との合併にかかわる補正予算に関するものが大多数を占めているわけですが、その中で議案第86号「平成23年度川口市公共用地取得事業特別会計予算」歳入歳出予算総額それぞれ290万1,000円について、また、これに付随して、議案第111号「川口市特別会計条例の一部を改正する条例」について、議会初日の渋谷副市長の御説明によれば、その用途を明確にするために特別会計として記載した旨の御説明がありました。

この290万1,000円は、本年度の支払利息として鳩ヶ谷市との合併後に本市が負担するものとのことですが、以下、質問いたします。

1点目として、この特別会計の事業はいかなるものでしょうか。

2点目として、この元本は総額幾らでしょうか。

3点目として、元本支払い開始はいつからでしょうか。

以下、質問いたします。よろしく願いいたします。

● 答弁◎境沢孝弘都市整備部長 御答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、現在施行されております鳩ヶ谷都市計画事業里土地地区画整理事業地内に、密集住宅市街地整備型住宅市街地総合整備事業の導入に向けた、共同化種地としての用地を購入したものでございます。

導入の理由といたしましては、里地区の土地地区画整理事業における今後の家屋移転が、密集地であることから長期化が懸念されるところでございます。その打開策といたしまして、購入した種地へ共同化賛同者の方々の仮換地を変更し、密集した移転家屋を間引くことにより事業期間の短縮による事業費の削減を図るものでございます。

次に、2点目でございますが、用地の取得金額は平成22年度契約済み分が3億800万円、今年度には1億100万円の契約を予定してございます。したがって、元本の総額は4億900万円でございます。

次に、3点目でございますが、元本の支払い開始予定は、4年間元金据え置きで、平成27年9月10日からとなっております。

以上でございます。

〔4番 **杉本佳代**議員登壇〕

◆ **4番杉本佳代議員** 鳩ヶ谷市里土地区画整理事業に関する用地取得のための費用とのことですが、再質問いたします。

1点目として、これ以外にも用地を取得する予定があったのでしょうか。

2点目として、本市としてこの用地取得の事実がいつ確認できたのでしょうか。よろしくをお願いします。

● **答弁◎境沢孝弘都市整備部長** 再質問に御答弁申し上げます。

今回の対象の土地以外に用地を取得する予定があったのか、また、その用地取得の事実の確認できた時期のお尋ねでございますが、今回の土地以外に約2,300平方メートルの用地を取得する計画がございましたが、鳩ヶ谷市との協議の結果、購入には至らなかったものでございます。確認の時期につきましては、今年2月上旬でございます。

なお、取得経過でございますが、取得用地が売り出されたのが平成22年7月、鳩ヶ谷市といたしましては密集地解消の種地に活用できる可能性があるものとして地主との買い取り協議を進めたものでございます。

そうした中、鳩ヶ谷市に対し、地主より土地買い取り希望申し入れ書が正式に提出されましたのが今年の2月4日でございます。その後、本市に対し財政協議が持たれたものでございます。

鳩ヶ谷市といたしましても、里土地区画整理事業における密集地の解消を図るためにも当該地を共同化の種地として活用することにより事業推進をすべく対応を図ってきたものでございますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

〔4番 **杉本佳代**議員登壇〕

◆ **4番杉本佳代議員** ほかに用地取得の予定があったとのこと、しかもそれが合併調印後にそういった事実がわかったということで、本議会の補正予算は鳩ヶ谷市との合併によるものが大多数を占めておりますけれども、総額は84億円を超えるものです。今回の用地取得に関しては合併前に事業を駆け込み的に行ったような面は否めません。私としては、鳩ヶ谷市は用地取得前に本市と十分協議を行なった上で事業を進めていただきたかったという思いがあります。

土地区画整理事業については、事業費用が確保できないためになかなか進まないという苦しい本市の状況もあります。間もなく合併の日を迎えるわけですが、今後は鳩ヶ谷市区域の事業も本市と分け隔てることなく推進していかなくてはなりません。

しかしながら、鳩ヶ谷市区域の土地区画整理事業を進めるにあたり、本市の施行中の土地区画整理事業の促進に支障を来すようなことはあってはなりません。

今回取得した用地につきましては、必ずや本市の土地区画整理事業全体の整備促進に効果をもたらすものになるように有効に活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。再度質問いたします。

● 答弁◎境沢孝弘都市整備部長 再々質問に御答弁申し上げます。

今回取得した用地が全体の整備促進につながるよう活用できないかのお尋ねでございますが、今回取得した用地につきましては、本市における土地区画整理事業全体の整備促進に効果をもたらすものになるよう有効に活用して参りたいと存じます。

以上でございます。

[4番 **杉本佳代**議員登壇]

#### ◆ 4 番 **杉本佳代** 議員

##### ● 2 地方公会計改革に向けた取り組み

地方自治体では、総務省の示した公会計改革への取り組みをさまざまな方法で行おうとしています。

従来の財務会計制度、つまり官庁会計、地方公共団体の会計においては、決算完了後に財務諸表の作成に取りかかるため、財務諸表の作成を迅速に行うことができません。

本市でも3月末が決算日ではありますが、実際はその後2か月間の出納整理期間を経てから本格的な決算の作業に入り、決算委員会が開催されるのは本年においては少し早まり10月に行われる予定ですが、そこから財務諸表の作成に入り、来年度の予算に反映されないため、迅速につくれる仕組みづくりが必要なのです。

また、道路や橋梁などのインフラ資産については、価格を含めた財産情報が公有財産台帳にも記載されていないため、必要なデータが蓄積されていません。加えて収益的支出と資本的支出の明確な区別がされていません。

このような今までの財務会計制度の限界から、複式簿記による発生主義に切りかえることを目的として公会計制度改革が行われています。

私は、議員になって3年目になりますが、1年目、2年目と、それぞれ企業会計、一般会計及び特別会計の決算委員を務めさせていただきました。

まず感じたのは、一般的な会計書類と比較してとても見にくいということです。1つの科目をあちこち見なくてはならず、補助金等も含まれているため、本来どの事業にどれだけのコストがかかっているのかを判断するのに時間がかかります。また、詳細のコストがはつきりしません。

先ほどの議案第86号「平成23年度川口市公共用地取得事業特別会計予算」にあったように予算書の利子を見ただけでは、それがどんな目的で使用される費用なのか、また、本当は幾らの経費が必要であるのかがはつきりしません。これは単年度予算のみを記載して事業ごとに振り分けられていないためです。事業仕分けなるものが話題となっている昨今ではありますが、決算委員会が最大限に活用されていれば、まさに事業仕分けもできるはずです。

既に公会計改革に取り組んでいる先進都市の事例を見ますと、事業別、施設別の財務諸表を作成することにより詳細な行政コストを把握することができるため、形式的な収支は均衡していてもコスト面ではマイナスであるなど、事業ごとに把握される行政サービスの質・量と事業ごとのコストを対比することができ、事業ごとの的確な評価を行うことが可能となります。

各自治体で採用されている公会計モデルは異なっていますが、会計改革に積極的な団体の取り組みには共通する方向性があります。

1 つには、保有する公有財産や出資金額に対する詳細な実態調査を行い、得られた資産情報を自治体経営で活用しようとするために資産台帳の整備を行っていること。

2 つ目として、自治体全体として財務諸表を作成するだけでなく、施設や政策ごとに区分された財務諸表を作成し、事業運営の基礎資料としていること。

財務書類を単に作成するだけでなく、政策決定・予算編成にも活用することが極めて大切であると感じています。業務を遂行するために現実的にはどれほど施設・設備が利用されているか、遊休施設・設備はないのか、他の目的に転用できないか、維持経費が負担となっていないか、また、適切な減価償却を行うことで施設・設備の老朽度を把握することもできるようになります。

以上のことから、公会計改革は本市でも急務と考えますが、その取り組み状況について伺いいたします。

1 点目の質問として、何らかの目標を立てて公会計改革に取り組んでいるのでしょうか。その方向性について伺いいたします。

2 点目として、他市の事例をどの程度研究しているのでしょうか。

3 点目として、今後積極的な事業ごと、施設ごとの財務諸表の作成が必要であると思いますが、例えばグリーンセンターや川口総合文化センターリリア、文化財センター、コミュニティバス事業などの財務諸表の作成に取り組むことにより行政改革の一助とするような取り組みはできないものでしょうか。質問いたします。

● 答弁◎西川亨企画財政部長 御答弁申し上げます。

まず1 点目でございますが、本市では、平成20年度決算から財務書類4表の作成・公表を行っております。

申すまでもなく、この財務書類は現行の財務会計制度では見えにくいコストの明示や正確なストックの把握、さらには将来の住民負担に対する認識などに資するものでございます。

現在のところ、固定資産税台帳の整備など、幾つかの課題があり、いまだ積極的な活用を図るには至っておりませんが、今後は随時調整を行い、その活用を図って参りたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2 点目でございますが、地方公共団体が取り組んでいる財務書類には、総務省が定めた「基準モデル」と「総務省方式改定モデル」の2種類のほか、東京都が独自に定めた「東京都方式」がございします。これらはそれぞれ計上方法等が異なっており、単純に比較検討することが難しく、また、国

においても集計していないことから、現在のところ他市の研究にまで至っていないところでございます。

しかしながら、本市といたしましては、財務関係の数値は比較することが重要であるとの認識から、特例市の平均値を出すなどして今後はさらに研究を進め、比較方法や分析方法について検討して参りたいと存じます。

次に、3点目でございますが、議員御提案のグリーンセンターやリアなどの施設、あるいはコミュニティバス事業などについて、それぞれの財務書類を作成することは、その事業などの成果や課題等をより客観的に把握し評価できるものと考えているところでございます。

実施に当たりましては、どのような施設や事業を抽出するかなど幾つかの課題もございりますが、今後導入に向け検討して参りたいと存じます。

以上でございます。

〔4番 **杉本佳代**議員登壇〕

◆ **4番杉本佳代**議員 行政サービスの中には、不採算であっても必要である、例えば川口市立医療センターのような施設もあります。むしろこういったところに重点的に資本を投入できるように事業のあり方や予算配分、人員の配置などを見直すためにも公会計改革に積極的に取り組んでいていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

### ● 3 水害対策について

せんだって8月26日の夕刻発生したようなゲリラ豪雨と言われる、短時間に大量の雨が降り、それによって道路が冠水したり住宅地が浸水したりする状況が昨今増えています。かつてなかったような雨量が瞬間的に降るといった異常天候は全国的にも増えており、まさに地球高温化による影響であるとも言えます。

中でも住宅地の浸水は深刻であり、玄関前に常に土のうを置かなくてはならないとか、実際に何度か床下・床上浸水の被害に遭ったという土地も少なくありません。

実際、想定雨量をはるかに超える雨が降っているということもありますが、現在の貯水能力では受けとめきれないと言いながら放置しているのでは、住民の不安は取り除くことはできません。そこで、できる限りの方策に市として取り組んでいただきたいと思います。

#### (1) 500平方メートルに満たない小規模な開発の規制について

浸水原因の1つに乱開発による浸透能力の低下が挙げられます。実際500平方メートルに満たない小規模な開発や戸建て住宅の建設を規制する制度がないため、例えば規制逃れに開発予定地内を小規模に分割して第2期、第3期と分けて住宅を建設する業者があるようです。分割しても結局は大規模開発になるため、これらの面積を合算して必要な規制を適用すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、開発をするために道路を設置し、市に寄附採納し、それを公道にした上で道路沿いに小規模開発を繰り返し、結局大規模開発となるケースもあるようです。このような場合の本市の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

#### (2) 江川運動広場周辺地域

赤山・門下・安行慈林等では以前から水害問題が地域住民の大きな心の負担となっています。近隣の調節池が満水となってあふれてくるということは、新たな調節池の設置や道路下の貯留管の設置が必要でないかという住民の声がありますが、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

また、調節池は、一度水がたまると水が引けた後もかなりの悪臭が漂います。江川運動広場には水がたまると泳いでいる子どもがあつたりしますが、危険であるので対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、子どもが遊ぶ遊具等やベンチなどの消毒等も十分に行なっていただきたいと思います。

#### (3) 赤山・門下・安行慈林等の下水道整備

この地域では、下水道整備の遅れが目立ち、水害が起こるたびに浄化槽が

あふれ出るといった不衛生な状態が起こります。ようやく着手に至っているところもありますが、下水道整備計画について教えてください。

(4) 一級河川毛長川の整備状況について

我が会派の宇田川議員の尽力により、赤芝川が合流する江川や毛長川の排水機能を高めるべく、埼玉県と連携して毛長川流域の調節池の越流堤の高さを切り下げて早期に調節池の機能が発揮できるようにする工事が完成しました。また、めがね橋の流量規制を緩和する工事をするとのことです。

そこで、江川の下流域にあります毛長川の整備状況についてお伺いいたします。

(5) 水害被害の税制上の取り扱いについて

雨水被害に対する補償については、現状では災害見舞金制度のみであります。現在の雨水被害の地域は、かつて被災することのなかった地域もあり、近年の集中豪雨もさることながら、今日の状況に至る過程で適切な対策を実施してこなかった行政の責任も大きいと考えます。

被災住民も納税をはじめ市民としての義務を果たしているのですから、少なくとも住民税の課税に際して被害金額の実損額、例えば浄化槽の修理代、畳替えの代金、エアコン室外機の修理代金などを控除するなど税制上の取り扱いについて御説明ください。

(6) 雨水被害への全庁的対策会議の開催状況と雨水の流出抑制を図る治水対策条例設置の検討について

本市では、雨水対策を行政の重要課題として関係部局の合同会議の場を設置したとのことですが、その開催状況と協議内容について御説明ください。

また、現在これらを所管しているのは災害対策室と伺っていますが、水害対策は本市にとって最重要課題であり、その財源を含めて全庁的に調整するプロジェクトチーム等の専門部署の創設も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

加えて、現在空き地を駐車場や資材置き場にする場合、個人住宅の建替えなどの場合には何ら規制する根拠法がなく、行政指導の対象になっていないことなど、雨水の流出抑制を図るためには、土地利用のあり方を含め、市民一人ひとりにも協力を仰ぐ条例の設置が必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、このような条例を設置している先例市があれば教えてください。質問いたします。

● 答弁◎高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

(1)の1点目、小規模に分割して開発を行う場合の規制についてござい



ますが、500平方メートル未満の小規模な開発につきましては、位置指定道路を利用する宅地について、雨水流出抑制施設の設置について行政指導を行なっているところでございます。

議員御指摘の小規模な開発の規制につきましては、都市計画法令、他市における運用状況、雨水対策、良質な宅地水準の確保などを勘案し、今後も引き続き研究を進めて参ります。

同じく2点目、開発をするために道路を築造し寄附することについてでございますが、本年9月1日、道路敷寄附要綱の改正を行い、原則として築造後1年以内の道路及び専ら沿線の住民にしか利用されない道路につきましては寄附を受けないことといたしましたので、今後、議員御指摘のような開発は抑制されるものと考えてございます。

以上でございます。

● 答弁◎橋口純一建設部長 御答弁申し上げます。

(2)の1点目、新たな調節池の設置についてでございますが、赤山・門下・安行慈林の地域につきましては、その下流にあたる毛長川への流下量を増やし浸水被害の軽減が図れるよう、現在前野宿川調節池の整備を進めているところでございます。その貯留量は、計画貯留量5万600立方メートルに対しまして現在約41パーセントの2万700立方メートルとなっております。

なお、新たな調節池の設置につきましては、現在、都市計画手続きが進められております(仮称)赤山歴史自然公園等の構想の中で検討されております。

続きまして、(4)についてでございますが、毛長川改修事業につきましては、東京都におきまして平成24年度の完成を目指し、都県境の舎人樋門付近の工事を行っており、あわせて浚渫を順次進めているところでございます。

一方、埼玉県におきましては、流下能力を向上させることを目的として、通称めがね橋と呼ばれております毛長1号橋の下に埋設され支障となっている径700ミリメートルの上水道管の移設方法を県企業局と現在調整中でございます。また、今年度の浚渫につきましては、堆積物による流水阻害箇所を調査確認し、浚渫土量約4,000立方メートルの工事を行う予定でございます。

以上でございます。

● 答弁◎伊藤幸宏下水道部長 御答弁申し上げます。

同じく(2)の2点目、赤山・門下・安行慈林地内における道路下の貯留管

の設置についてでございますが、近年の局地的な集中豪雨では降雨量も計画規模を上回ることから、下水道施設の排水能力を超えた結果、浸水被害が生じている状況でございます。

浸水の軽減には、貯留施設の設置も有効な対策と認識しておりますが、道路下に貯留管を設置することは、当該地区の道路幅員が比較的狭く地下埋設物が輻輳していることから、必要な貯留量を期待できない状況でございます。

今後は、関係部局と協議を行いながら、浸水被害の軽減のため、多面的な方策を検討して参りたいと存じます。

次に、(3)の下水道整備計画でございますが、下水道は公衆衛生の向上に寄与する重要な都市基盤でございます。

御質問の赤山・安行慈林地域の市街化区域における平成22年度末の下水道処理人口普及率は、赤山15.4パーセント、安行慈林43.1パーセントでございます。本年度、江川運動広場西側周辺や慈林小学校北側周辺の整備を図っており、今後も引き続き整備促進に努めて参りたいと存じます。

また、門下地域の整備につきましては、新郷地区から毎年首都高速川口線沿いに布設している汚水幹線を延伸し接続する計画であります。

なお、汚水幹線は今年度赤芝川調整池まで整備を予定しており、今後早期に普及できるよう努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎江連保明教育総務部長 御答弁申し上げます。

(2)の3点目でございますが、江川運動広場の水害時における安全対策につきましては、現地の管理員により大雨や洪水情報時には流入の時期を判断し、利用者への注意の喚起や避難誘導に努めております。また、貯留した場合には、人が入らないよう巡回するとともに、駐車場を封鎖しております。

今後も安全対策の充実に向け、河川管理者と協議して参りたいと存じます。

また、消毒につきましては、水が引けた後の清掃を行う際にあわせて実施して参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎渡辺正之理財部長 (5) 水害被害の税制上の取り扱いについてでございますが、集中豪雨などにより生じた被害額につきましては、所得税法及び地方税法の規定により雑損控除の適用を受けることができます。水害の実損害額から保険による補てん額及び総所得金額の合計額の10分の1を差し引いた額もしくは災害復旧に要した費用から5万円を引いた額のいずれか多いほうの額が雑損控除額となるところでございます。

被害を受けた翌年の確定申告提出時期に所轄の税務署等で相談・申告を受け付けているところでございます。

以上でございます。

● 答弁◎高田勝総務部長 御答弁申し上げます。

(6)の雨水被害への全庁的対策会議の開催状況と雨水の流出抑制を図る治水対策条例の設置の検討についてでございますが、まず開催状況については、本年2月と雨季前の5月におきまして、雨水対策調整会議を開催いたしました。会議の内容といたしましては、全庁的な取り組みとして、各課の対策の調整とそれから雨水対策の方針や対応策の共有化を協議して参りました。

また、プロジェクトチーム的専門部署との御提案でございますが、現在、総務部長を座長として、その雨水対策調整会議を設置しておりますので、今後もこの会議におきましてさらなる検討を重ね、条例の制定など雨水被害への対応策を検討して参りたいと思います。

次に、条例制定の先例市につきましては、金沢市における「総合治水対策の推進に関する条例」がございます。市民、事業者、行政が協働で取り組む総合治水対策が想定されているところでございます。

以上でございます。

[4番 **杉本佳代**議員登壇]

◆ 4番**杉本佳代**議員 答弁ありがとうございました。

昨日の吉田議員の質問にもございましたが、頻繁に起こる本市の水害は大変深刻です。行政だけに責任を負うものではなく、市民にも本市の地形的な問題に理解を示していただいて協力していただけるように早期の条例の策定を要望いたします。

## ● 4 本市の農業政策について

### (1) 都市農業サミットの成果と今後について

去る7月15日、岡村市長が会長を務める全国都市農業振興協議会主催による第2回の都市農業サミットが開催されました。第1回と比較して多くの市や業界団体の賛同を得ることができ、盛況のうちに幕を閉じましたことは今後の都市農業政策に期待を感ずるものでありました。

一方で、国土交通省「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の報告」によれば、都市をめぐる社会情勢の変化と都市政策の課題として、人口が減少しているにもかかわらず依然として宅地等への農地転用は多く、資材置き場や駐車場等が雑然と広がっている例が多く見られ、都市行政と農地行政の双方の間隙に陥っている農地が転用され、無秩序な市街化、営農条件の悪化等、双方にとっても望ましくない状況を巻き起こしていることから、都市政策としても都市近郊や都市内における農の位置付けについて総合的に検討することが求められているとされており、かつての都市の膨張、拡大を目指す路線から、農業の再評価、都市住民の農への関心の高まり等の観点から、農業政策との関係は重要であるとしています。都市計画法の改正に向けて、三大都市圏である本市の農地についても盛り込まれることが期待されることとあります。

しかし、平成21年度に改正された税制においては、市街化調整区域にある農地の取り扱いは相続税納税猶予の対象農地について、農業経営基盤促進法に基づく貸付の場合は納税猶予の対象となるものの、免除要件がこれまで20年だったものが終身農地利用となり、また、市街化区域内農地については貸付も求められないことや、終身農地利用が義務付けられるなど、都市近郊で農業を営む者にとっては決して有利なものにはなっていないことも事実です。

都市農業サミットでは、都市農地・農業の重要性について国民への理解促進に努めるとあり、都市部における農地と農業は、農産物の生産機能にとどまらず、潤いや安らぎを与える緑地空間の提供や景観形成機能、また、災害時にオープンスペースとして提供することや都市部の気候緩和機能など多面的な役割を發揮していることから、都市部における農地と農業の重要性について国民的コンセンサスの形成を目指し、国民への理解促進に努めていくとあります。

そこで質問として、都市農業サミットの成果と今後の予定についてお尋ねします。

### (2) 緑地・農地減少に対する具体的施策について

さて、川口市の現状を見ると、農地・農業の存在価値は、都市農業サミッ

トにうたわれているような市民に対するコンセンサスを必ずしも得られているとは言えないように感じています。

確かに農地は、川口市にとってCO<sub>2</sub>を吸収する貴重な緑であり、水害などの対策から考えても重要です。

先日、(仮称)赤山歴史自然公園の住民説明会に参加して参りました。その際、都市計画部長は、この地域は首都圏の近郊緑地保全法に基づく安行近郊緑地保全区域の指定を受けながら、次々に墓地や資材置き場などに変わっていくことは、今まで首都圏として守らなくてはならない農地や緑を農業従事者や地権者だけに押しつけていたことにも問題があり、その観点からも地域活性化のために公園計画を実現させたいとおっしゃっていました。これはもうおっしゃるとおりだと思います。

しかし、それでは、この地域以外の農地や緑はどうやって守っていけばいいのでしょうか。

私は、先日、横浜みどり税について伺って参りました。

横浜市では、平成20年12月に横浜みどり税条例を公布しました。

横浜市では毎年100ヘクタールの山林・農地が失われ、緑の保全・回復が大きな課題となっていました。問題は、このための施策に要する財源をいかに確保するかということにありました。

横浜市の緑の多くは私有地に依存し、緑減少の大きな要因は、緑地の日々の維持管理や相続税の負担が大きいという現状の中で、「横浜みどりアップ計画」を策定し、樹林地を守るための買い取り制度など導入する一方、その財源についても検討を進め、市民税均等割の超過課税により、広く市民がその財源を拠出する制度を導入しました。

これは、5年間の時限措置の制度であり、市民税均等割額年額3,000円に対し900円を上乗せし、税込規模は24億円で、基金に積み立て、特別会計を通じて横浜みどりアップ計画に掲げられた事業に充てるといった目的税です。

同時に横浜市では、固定資産税の軽減措置を講じた緑の保全・創造を実施しています。一定の緑化基準を超えて緑化を行っている土地については、上乗せ緑化部分の税額の4分の1を軽減するというものです。

また、農地敷地内等の農業用施設用地は、現行法上では宅地課税が課される場合があるところ、これらは農業経営上不可欠な用地であることから、一定の条件のもと、一般の農地課税との差額相当分を軽減するといった独自策もとっています。

横浜市では、独自の行政課題にこたえるために独自税制により対応を図っているのです。財源が不足するからではなく、独自の施策を実施するために

超過課税を行うのであり、税の使途明確化のために基金を設置し、施策効果検証に市民参加組織も設置しています。

ほかにも横浜市のような超過課税を活用した独自制度を行なっている自治体は、森林保全のための仕組みづくりを行なった長野県、コミュニティ施策の財源とする宮崎市などあり、それぞれに地域の特色による事業が展開されています。

横浜市と本市を比較すると、横浜市のほうがはるかに緑が多いです。また、東京都は、一見するとビル群のように感じますが、皇居や大規模な公園や神社などがあり、農地は少なくとも意外に緑が多いものです。

一方、本市はどうでしょうか。そのほとんどを農地に依存していると言っても過言ではないと思います。しかし、現行法のもとでは農地は農家が守るものとされ、一方で営農したくとも相続時には過重な相続税の負担から手放さなくてはならない状況であることも否めません。

生産緑地に指定された土地は市が買い取るとされていますが、市としても財政難から地価が高くて買い取れず、やむなくミニ開発が無秩序に行われているという現状があります。

私は、緑を守るとか農地を守る、農業を守るという言葉聞くたびに、緑・農地・農業を守らなければならないのはむしろそういった土地を有しない一般市民であり、必要なものはみんなで守る仕組みづくりが必要なのではないかと考えています。

本市においても、この横浜みどり税は大変参考になる事例であり、ぜひ導入を検討してほしいと思い、以下質問いたします。

1点目として、本市の市民1人あたりの公園緑地面積の近年の推移をお聞かせください。

2点目として、市域に占める本市の農地面積の割合と推移を教えてください。

3点目として、生産緑地指定を受けている農地の買い取り状況について教えてください。

### (3) 市民農園整備促進法による市民農園について

近年、都市住民の農への関心の高まりを受けて市民農園の開設が求められています。

市民農園の開設は、市内において進められている特定農地貸付法によるものと、市民農園整備促進法によるもの、また、農園を利用して農作業を行う農園利用方式によるものとの3つがあります。中でも市民農園整備促進法による市民農園は、埼玉県でも少なく、整備費用がかさむことや手続にも時間がかかるなど、見込み効果は大きいものの開設が進まない状況にあります。

こと県南においては、平成17年に鴻巣市で開設されて以来、約6年間開設がありません。

市民農園整備促進法による市民農園の開設のメリットは、市街化調整区域で開設を希望する場合でも、市民農園区域の指定を受ければ都市計画法の開発行為などの許可が可能となることです。

同法による市民農園は、農地とあわせて休憩施設等の附帯施設の整備が必須となります。これは農地と附帯施設をあわせ持った優良な市民農園の整備を進めることをねらいとしており、整備費用も国の支援策に盛り込まれています。

市内の市街化調整区域の大半を占める神根地域には新井宿駅があります。その新井宿の駅から歩いて行ける場所に市民農園があつて、そこに附帯設備を持つ農園が設備されれば、東京近郊から土に親しみたい方が気軽に訪れることができます。

また、この地域で農業を続けたくとも、後継ぎ不足などから農業を続けられず耕作放棄しているような場所でも、市民農園として活用できる可能性が出てきたということです。

さらには、都市農地保全のモデルになると思います。

そこで、今後このような市民農園整備促進法に即した市民農園が増えることが期待されますが、本市の考え方についてお聞かせください。

以上質問いたします。

〔岡村幸四郎市長登壇〕

● 答弁◎岡村幸四郎市長 御答弁申し上げます。

都市農業サミットの成果と今後について

(1)のお尋ねであります。第2回都市農業サミットは、全国都市農業振興協議会の主催により、都市及びその周辺の農地と農業の復権と再生をスローガンに、前回は上回る参加者を得て、盛大かつ有意義に開催することができました。

その代表者会議では、会員都市の市長等代表者から、農政の取り組み状況や都市農業継続の難しさなどが発言され、税制を中心とする法制度上の課題が浮き彫りになったところであります。

その後、課題解決に向け、都市計画制度に都市農地・農業を位置付けることなどを盛り込んだ施策提言を採択し、その後、農水省、国交省、財務省の副大臣や大臣政務官に対し、法制度改正などを強く求め、一定の理解を得ることができたと思っております。

御案内のとおり現在国におきましては、現下の社会情勢を踏まえ都市計画

制度のあり方が議論されているところであります。今後、国土利用のあり方や都市計画制度の新たな方向性が示されるべきものと考えており、今まさに協議会活動の真価が問われる正念場であると認識をいたしております。

今後も都市農地・農業の復権と再生に向け、全国都市農業振興協議会の会長として手を緩めることなく鋭意努力をして参る所存であります。

● 答弁◎高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

(2)の1点目、本市の市民1人あたりの公園緑地面積の近年の推移についてでございますが、各年4月1日時点で、平成21年は3.42平方メートル、平成22年は3.41平方メートル、平成23年は3.58平方メートルとなっております。

続きまして、同じく3点目、生産緑地指定を受けている農地の買い取り状況についてでございますが、平成4年12月の生産緑地地区の当初指定から平成22年度末まで、本市に対して買い取りの申し出があった件数は133件であり、このうち本市の買い取り実績は平成7年度に土地区画整理事業の事業用地として買い取った1件でございます。

これは、生産緑地法により買い取りの申し出が可能となる理由が農業従事者の死亡ないしは故障に限られていることから、申し出がなされる場所や時期が特定できず公共用地としての利用計画が立たないこと、また、買い取るための財源の確保が困難であることによるものでございます。

以上でございます。

● 答弁◎桜井智明経済部長 御答弁申し上げます。

同じく(2)の2点目でございますが、5年に一度実施しております農業センサスによりますと、農地の経営耕地面積の推移は、20年前の平成2年には799ヘクタール、10年前の平成12年には643ヘクタール、平成22年には457ヘクタールでございます。

また、本市全体における農地面積の占める割合は、平成22年現在で8.2パーセントでございます。

次に、(3)でございますが、市民農園整備促進法による市民農園の開設につきましても、市街化調整区域内においても休憩所や農機具を備えた設備を整備することができ、より気軽に手軽に農業体験ができる場になることから、新たな農園利用者を発掘する有効な手法と認識しております。

今後も、市民のレクリエーションの場の提供や市街化調整区域内農地の有効活用の観点からも、市民農園整備促進法による市民農園の開設について積極的に支援して参りたいと存じます。



以上でございます。

〔4番 **杉本佳代**議員登壇〕

◆ 4番 **杉本佳代**議員 御答弁ありがとうございました。

農業の役割には2つあります。1つは産業としての都市農業、もう一つは環境としての農地、緑地だと思います。

市民農園整備促進法による手法は、国からの支援もあるとのことで、市街化調整区域を農地として保全する大変有効な方法であると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

環境として、緑地保全に関してですが、緑化保全は本市の環境基本計画の中にもうたわれているところ、環境部には緑化保全を管轄する課がありません。また、生産緑地を扱うみどり課は都市計画部にありますが、生産緑地は農地であり、農地を扱うのは経済部にある農政課です。組織編成も見直す必要があるように思います。

生産緑地の買い取りに関しては、突然発生するため予算化できず、市で取得するのは極めて難しい状況であることが答弁から明らかになりました。また、もし取得できたとしても、必ずしも農地や緑地として残すことができるものではありません。都市農業振興に取り組む本市としては、横浜みどり税にあるように本市独自の財源確保について積極的に取り組む必要があると思います。

先ほど水害対策の質問の中でも条例化が必要と申し上げましたが、緑の保全とともに市民が必要とする施策についてはその財源の確保も重要であり、担当課ごとが予算化するのではなく全庁的に検討するよう強く要望いたします。

● 5 災害時の事業継続計画（BCP）について

本市では、平成22年度事業継続計画（BCP）を策定するとのお話でした。

BCPは、地域防災計画の中では災害時の応急対策や復旧復興政策に関しては一定のマニュアルがあるものの、通常業務に関しては今まで準備されてこなかったことから、災害時における通常業務の体制整備に関して、災害発生時に最短時間で復旧を可能とし、必要とされる機能を保持するため、市政の事業計画を策定するものです。

また、災害時においても社会経済を停滞させることなく被害を軽減させ、早期に復旧するために事業計画の策定に努めることとされてきました。

さて、このたびの東日本大震災においては、本市でも大変な事態となりましたが、このBCPの策定状況についてお伺いいたします。

◎高田勝総務部長 御答弁申し上げます。

地震時に市役所の業務継続が的確に行われなかった場合、市民生活及び経済活動等に対しまして多大な悪影響が発生することが予測されます。大規模地震の切迫性がある中、市役所の機能を維持し、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに重要な業務を継続することが必要であることから、災害発生時にも行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を定める業務継続計画が必要であると認識しております。

本市におきましても、この策定に向けた研究を重ねておりますので、今後ともこれが早くできるよう努力して参りたいと存じます。

〔4番 **杉本佳代**議員登壇〕

◆4番**杉本佳代**議員 御答弁ありがとうございました。

農業の役割には2つあります。1つは産業としての都市農業、もう一つは環境としての農地、緑地だと思います。

市民農園整備促進法による手法は、国からの支援もあるとのことで、市街化調整区域を農地として保全する大変有効な方法だと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

環境として、緑地保全に関してですが、緑化保全は本市の環境基本計画の中にもうたわれているところ、環境部には緑化保全を管轄する課がありません。また、生産緑地を扱うみどり課は都市計画部にありますが、生産緑地は農地であり、農地を扱うのは経済部にある農政課です。組織編成も見直す必要があるように思います。

生産緑地の買い取りに関しては、突然発生するため予算化できず、市で取得するのは極めて難しい状況であることが答弁から明らかになりました。また、もし取得できたとしても、必ずしも農地や緑地として残すことができるものではありません。都市農業振興に取り組む本市としては、横浜みどり税にあるように本市独自の財源確保について積極的に取り組む必要があると思います。

先ほど水害対策の質問の中でも条例化が必要と申し上げましたが、緑の保全とともに市民が必要とする施策についてはその財源の確保も重要であり、担当課ごとが予算化するのではなく全庁的に検討するよう強く要望いたします。

大きな5 災害時の事業継続計画（BCP）について

本市では、平成22年度事業継続計画（BCP）を策定するとのお話でした。

BCPは、地域防災計画の中では災害時の応急対策や復旧復興政策に関しては一定のマニュアルがあるものの、通常業務に関しては今まで準備されてこなかったことから、災害時における通常業務の体制整備に関して、災害発生時に最短時間で復旧を可能とし、必要とされる機能を保持するため、市政の事業計画を策定するものです。

また、災害時においても社会経済を停滞させることなく被害を軽減させ、早期に復旧するために事業計画の策定に努めることとされてきました。

さて、このたびの東日本大震災においては、本市でも大変な事態となりましたが、このBCPの策定状況についてお伺いいたします。

● 答弁◎高田勝総務部長 御答弁申し上げます。

地震時に市役所の業務継続が的確に行われない場合、市民生活及び経済活動等に対しまして多大な悪影響が発生することが予測されます。大規模地震の切迫性がある中、市役所の機能を維持し、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに重要な業務を継続することが必要であることから、災害発生時にも行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を定める業務継続計画が必要であると認識しております。

本市におきましても、この策定に向けた研究を重ねておりますので、今後ともこれが早くできるよう努力して参りたいと存じます。

〔4番 **杉本佳代**議員登壇〕

◆ 4番 **杉本佳代**議員 ぜひ早急な対策をつくってください。

## ● 6 市民の健康増進に対する提案

### (1) 二次予防事業対象者と通所介護予防事業について

二次予防事業対象者とは、2006年の改正介護保険法の中で位置付けられた、近い将来、要支援・要介護状態になり得る可能性のある65歳以上の高齢者のことをいいます。

二次予防事業対象者に対する通所介護予防事業の実施により、生活機能が低下し、二次予防事業対象者から要支援や要介護高齢者に移行する率を下げることにより、高齢者の生活の質を上げるとともに結果として介護給付額を抑制することが目的です。

二次予防事業対象者は、25項目のチェックリストをもとに医師の問診や血液検査などの総合的判断により市町村が認定するものです。

この二次予防事業対象者を対象として行われるのが通所介護予防事業です。

運動機能の低下した高齢者が筋力・体力をつけるため、運動習慣を身につけたり、要介護者の原因の上位にある転倒による骨折の予防、栄養状態の見直し、口から食べることにより認知症予防にもつながることから口腔状態の見直しなどがねらいで、実施者は自治体によってさまざまです。

そこで、質問の1として、現在の川口市の二次予防事業対象者は何人いらっしゃいますか。

2として、介護予防事業の実施者はどのような職域ですか。

3として、実施場所はどこでしょうか。

### (2) 歯科ドック事業

川口市では、後期高齢者歯科ドック事業を平成21年度より、また、30歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対しても歯科ドック事業を実施しております。

さきに述べましたように口腔状態が良好であることは高齢者の健康維持には大変重要であります。中でも歯周病は口腔内のみならず全身疾患の原因ともなり、医療費削減の意味からも歯周病予防は重要です。

本市の歯科ドック事業には、多くの市民に受診していただきたいところがありますが、1点目の質問として、平成21年度より現在までの受診率と、2点目として市民啓発状況についてお伺いいたします。

### (3) 接骨院等の活動について

さて、柔道整復師は国家資格を有し、厚生労働省認可のもとで、打撲、捻挫、筋や腱の損傷、骨折・脱臼などの治療にあたり、保険証で受診することができます。また、病院等での勤務のほか、昨今では介護保険制度の中でもケアマネジャーや機能訓練指導員として福祉分野にも貢献しています。柔道

整復師が運営する接骨院等では、高齢者が多く通院する傾向にあります。

そこで質問として、通所介護予防の一環として柔道整復師にも市の進める介護予防事業に参画していただくことが望ましいと考えますが、現状はいかがでしょうか。

また、柔道整復師がする福祉医療に関する自治体の対応は温度差があり、埼玉県内を見ても、ひとり親医療制度、重度心身障害者に対する窓口払いは、さいたま市、行田市、熊谷市、狭山市、上尾市、草加市、戸田市など平成22年9月末現在では64市中15市が窓口払いを撤廃しているのに対し、本市では窓口徴収をしている状態にあります。この点について本市ではどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

[岡村幸四郎市長登壇]

● 答弁◎岡村幸四郎市長 御答弁申し上げます。

(2) 歯科ドック事業の2点目のお尋ねであります。本市の歯科ドック検診につきましては、口腔内の病気であります歯周病が、歯を失う大きな原因であるとともに、糖尿病や狭心症、心筋梗塞、肺炎、認知症等々のさまざまな全身の疾患に関係しているとの研究報告がなされており、その重要性を考え、全国に先駆けて実施をしているところであります。

もとより自分の健康は自分で守ることが重要であります。歯周病が糖尿病等の全身の病気につながってくるとの認識は一般的にはまだまだ低いと思われまますので、今後もさまざまな機会をとらえ啓発に努めるとともに受診率の向上を図り、市民の健康の維持増進に努めて参る所存であります。

以上でございます。

● 答弁◎安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

(1)の1点目でございますが、平成22年度の二次予防事業対象者は2,046名でございます。

次に、2点目でございますが、平成22年度における二次予防事業対象者向けの介護予防事業といたしましては、運動機能の向上を図る健康運動教室と、口腔機能の向上を図るお口の健康教室を開催しております。

健康運動教室につきましては、理学療法士、柔道整復師、作業療法士等が実施にあたっており、お口の健康教室につきましては、専門的知識・技術を兼ね備えた歯科衛生士、看護職員等が実施しております。

次に、3点目でございますが、平成22年度における二次予防事業対象者向け介護予防事業につきましては、健康運動教室は新郷公民館、安行スポーツセンターほか28施設、お口の健康教室は、領家公民館ほか25施設で実

施しております。

次に、(2)の1点目でございますが、本市の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者に対する歯科ドック検診の受診率につきましては、国民健康保険は平成21年度2.38パーセント、平成22年度1.93パーセント、後期高齢者医療は、平成21年度2.98パーセント、平成22年度2.47パーセントでございます。

次に、(3)の1点目でございますが、柔道整復師の介護予防事業への参画につきましては、埼玉県接骨師会に平成19年度より健康運動教室を委託しており、専門的な知識に基づいた教室内容で大変好評をいただいております。

以上でございます。

● 答弁◎大久保光人福祉部長 御答弁いたします。

(3)の2点目、柔道整復における受診時の窓口払いについてのお尋ねでございますが、現在、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費助成制度の窓口払いの廃止におきましては、医療費の審査事務の適正化及び支払い事務の効率化を図るため、医療保険制度の診療報酬にかかわる審査支払機関を利用して行っております。

こうした中で、柔道整復による療養費につきましては、診療報酬とは異なり、医療保険制度の審査支払機関を経由して支払い事務を行うことができないことから窓口払いをお願いしているところでございます。

以上でございます。

◆ 4番杉本佳代議員 よろしく申し上げます。

## ● 7 新井宿駅周辺の開発について

「平成22年度新井宿駅地区まちづくり構想調査委託」を行なっていました。新井宿駅周辺の基礎調査を行うことにより、まちづくりの課題の抽出と構想の策定を行なったものです。

新井宿駅は、埼玉高速鉄道開通の平成13年に開設され、10年が経過しました。この地区は、駅開設以前からまちづくり計画が進められ、駅前広場が都市計画決定されている一方で、3つの川口市内のSRの駅や2つの鳩ヶ谷市内の駅と比較しても開発の遅れは顕著であります。

整備課題としては、都市機能の向上と都市的土地利用の推進、安全な居住環境の形成、生産緑地や緑地・農地の保全と活用、緑地・農地の無秩序な市街化の抑制と計画的な土地利用の誘導、未整備都市計画道路等の早期整備、狭隘道路や行きどまり道路の改善、生活道路の整備などが挙げられます。

新井宿駅設置の際の上位関連計画等では、駅を中心とする生活拠点として計画的な基盤整備を推進する地区と位置付けられているにもかかわらず、都市計画決定されている駅前広場の整備が図られていないこと、また、暫定利用により借地料が発生していることは地区の抱える大きな課題であると言えます。

さらには、本年10月には鳩ヶ谷市との編入合併が行われ、川口市における新井宿駅が担う役割・機能は今後さらに高まっていくものと想定されます。

このため川口市として駅前広場の整備についてどのように対応するのか、生活拠点にふさわしい周辺土地利用のあり方を実現方策等も含めて検討し、庁内方針を固めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、現状ある駅前広場の都市計画決定に伴い、地権者には都市計画法第53・54条による建築制限が課せられており、地域住民の自由な土地利用を制限していることや、実際にひとたび農地の相続等が現状のままの条件で発生すれば、その相続税の重さから仕方なく土地を手放さなければならないことも予想され、それだけでなく固定資産税が地権者の生活を圧迫していることを考えても、今のまま農地であればいいのですが、いつまで守れるか時間の問題であります。

無秩序なミニ開発が行われたならば、たださえ水害発生地区であるのにますます土による吸収が十分でなくなるおそれもあり、道路整備など十分な基盤整備ができない可能性が高いことも予想され、市の対応策が急務であることを申し添えます。

加えて、第三セクター事業として埼玉高速鉄道の駅前として新井宿駅前がランドマークとなり、利用者の増加を図るような土地利用をすることも市としての大きな責任と考えますが、いかがでしょうか。

以下、質問します。

● 答弁◎境沢孝弘都市整備部長 御答弁申し上げます。

1点目についてでございますが、新井宿駅前広場につきましては平成6年4月に都市計画決定の経路を経ておりますが、いまだに暫定の駅前広場で運用されている状況でございます。

また、平成22年度に実施いたしました「新井宿駅地区まちづくり構想調査」におきましては、地区の現状や実現に向けたさまざまな事業主体や整備手法による事業成立性の検証など、今後の整備課題の抽出等を行なったものでございます。

このことから、これまでの経緯や調査結果を踏まえ、駅前広場の整備等、新井宿駅周辺の整備方針につきまして、関係部局と調整を図って参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

2点目の新井宿駅周辺の基盤整備や土地利用についてでございますが、本市都市計画基本方針では、新井宿駅前地区は、活気とにぎわいの中で安心して憩える空間のある商業・サービス活動を主体とした土地利用を図ることとし、また、駅周辺地区は中高層住宅と戸建て住宅が調和する土地利用を図ることとしております。これらの土地利用計画の推進により、新井宿駅周辺でのにぎわいの創出と地下鉄利用の増進が図られるものと考えております。

議員御提言のとおり、当地区における都市基盤の整備や新たな土地利用への転換は重要であると認識しており、本市都市計画基本方針の実現に向けて、関係部局と調整を図って参りたいと存じます。

以上でございます。

[4番 **杉本佳代**議員登壇]

◆ 4番**杉本佳代**議員 ようやく前向きな御答弁をいただけたなと思います。

このたび10月23日に新井宿駅を中心として、神根全体でフェスタを開催します。ソフト面で地域住民もまちづくりに積極的に参加する体制を整えています。ぜひハード面では行政にもお手伝いいただけるように今後ともよろしく願いいたします。



● 8 自立支援サービスにおけるコミュニティバスの活用について

川口自由民主党市議団では、政策集「市民（あなた）への約束」の中で障害者支援サービスの充実を約束しています。

脳溢血や脳血栓をはじめとする脳血管障害の多くは後遺障害が残りますが、これらは決して高齢者のみに発生する病気ではなく、社会復帰して働かなくてはならない若年齢の方々も多くいらっしゃいます。

医療機関は、医療費の削減から早期退院を迫る傾向にあります。退院後のリハビリこそが社会復帰への大きなかけ橋となる。本市は公共交通機関が脆弱なためリハビリ病院やリハビリ施設に通院することが困難な状況です。

健常人と違ってバス停に行くまでがとても大変なのですが、毎回タクシーを利用するのも費用負担が大きく、現在のところこういった方々に利用していただけるようなタクシー券などでも制限があるようです。

コミュニティバスがこまめに運行されればよいのですが、デマンドバスのような制度があれば社会復帰のための手助けとなると思います。

介護保険にもあたらない、障害者手帳が交付される以前の方々などの移動支援サービスについて、本市ではどのようにお考えでしょうか。質問します。

● 答弁◎高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

自立支援サービスにおけるコミュニティバスの活用についてでございますが、議員御指摘のとおりバスをはじめとする公共交通機関の整備は、障害をお持ちの方々や高齢者の方々の社会参加の手助けになるものと考えております。

本市では、総合都市交通体系調査事業の中で、鳩ヶ谷市の循環バスと本市コミュニティバスの再編などについて調査・検討を行うこととしており、その中でバス停までの移動が困難な方々の移動手段の確保策につきましてもあわせて検討して参りたいと存じます。

以上でございます。

[4番 **杉本佳代**議員登壇]

◆ 4番 **杉本佳代**議員 ぜひよろしく願いいたします。

● 9 介護職員の処遇改善に向けた調査研究

川口自由民主党市議団では、政策集「市民（あなた）への約束」の中で、介護職員の処遇改善、つまり賃金の妥当性に向けた調査研究を取り上げています。

先日、あるグループホームの状況を伺って参りました。職員は相変わらず入れかわりが多く、その原因の一つが給与待遇であり、一般職員で手取り15万円から16万円程度、年収にして200万円から250万円程度とのことでした。週1回は夜勤をするという勤務体制で、1人の職員が夜6時から翌朝の朝7時まで2ユニット18名の利用者を介護するという状況でした。

このような状況を改善すべく、平成21年度の介護報酬改定では、介護従事者の処遇改善に充てるとした介護報酬のアップがされたところですが、施設の維持等にその費用が充てられたり、もともと収支が赤字のところも多く、なかなか処遇改善に結びついていないことも伺っております。

そこで、1点目の質問ですが、このような介護の現場を支える職員の苛酷とも言える状況をどのように把握しておりますでしょうか。また、把握した内容はどのようになっておりますでしょうか。

介護職員の報酬が十分でない一方で、特別養護老人ホームのベッド数はまだまだ足りないとのことで、現在24年度分も前倒しで開業申請を受け付けているとのことです。特に市街化調整区域の多い神根地域に集中して建設計画があるようです。

職員に対する報酬が十分ではないため、多くの施設では介護職員の確保に苦労されているようで、何とかして人員の配置基準を満たそうとしている状況がうかがわれます。

すると問題のある職員や職場の和を乱すような職員であっても、やめられてしまうと人員の配置基準を満たせないということで職場を管理する側が遠慮がちになったり、職員の定着率が悪いために新人が配属されてもどうせすぐやめてしまうのだろうということでベテランの職員が新人教育に消極的になる事例も聞いています。

このように介護職員の働く環境の悪化は、最終的にはサービスの質の低下を招き、利用者にはね返るということになるのではないのでしょうか。

そこで、2つ目の質問として、介護職員の処遇改善に向けて、介護職員実態調査を実施し、実態把握に努めていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

3つ目の質問として、介護の質の低下を防ぐためには行政の監視も必要と考えますが、特別養護老人ホーム等の介護施設やグループホーム等の地域密着型サービス事業所への実地指導はどのように行われておりますでしょうか。

か。

● 答弁◎安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

1点目でございますが、介護職員の処遇状況等につきましては、平成23年2月に市内介護施設等に従事する介護職員を対象に実施いたしましたアンケート調査、及び3月に介護職員等を対象に実施いたしました意見交換会で寄せられた意見、さらには市内介護事業者からの情報などにより把握いたしております。

平成23年2月に実施いたしましたアンケート調査におきまして、今の仕事に対する不安・不満を伺ったところ、複数回答を可能とした調査ではございますが、「仕事の割に賃金が安い」を選択した方が61.8パーセントと最も多い結果となっており、介護事業者の多くの方は賃金が安いと感じていると認識しております。

次に、2点目でございますが、平成23年2月に実施いたしましたアンケート調査や3月に実施いたしました意見交換会では、多数の貴重な御意見を伺うことができ、介護職員の処遇状況等の把握に効果的であることがわかりました。

今後は、昨年度実施いたしましたアンケート調査の対象者を広げ、内容をより詳細にし、介護職員の処遇や職場環境をよりの確に把握できる調査の実施を検討して参りたいと存じます。

次に、3点目でございますが、県内の特別養護老人ホーム等の実地指導につきましては、指定権者である埼玉県が実施しております。また、市指定のグループホーム等地域密着型サービス事業所に対する実地指導につきましては、新規事業所は事業開始後半年から1年の間に、既存の事業所はおおむね3年に一度の予定で実施しております。このほか6年間の指定有効期間の更新時にも実施しております。

以上でございます。

[4番 **杉本佳代**議員登壇]

◆ 4番 **杉本佳代**議員 処遇改善は大変難しいところではありますけれども、ぜひ行政としても協力していただきたいと思っております。

- 10 特別支援教育の推進について

平成19年文部科学省では、障害のあるすべての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育の推進を通知しました。

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を改善または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。

LD、ADHD、高機能自閉症など発達障害のある児童が在籍する学級において支援員を配置し、具体的な支援策を明らかにして児童・生徒や教員・担任を支援することにより、学級の運営を円滑にするために学級支援員を採用するケースがあるようです。

昨今、障害の種類も多様化しており、出生率の減少とは反比例してこういった発達障害などを持つ子どもは増加傾向にあるようです。

教育の現場では、特別支援学級や特別支援学級の支援は必要としていないものの通常の学級において支援を必要としている子どもたちをともに教育するためには、特別支援教育支援員の配置はもはや必須事項となっているところ、十分な配置がされていないようです。

川口市の実態状況を含めて今後の特別支援教育支援員の配置についてどのようにお考えかお伺いします。

- 答弁◎新海今朝巳学校教育部長 御答弁申し上げます。

(1)の1点目でございます。神根小学校、神根東小学校の学区内で鳩ヶ谷市との境界に立地する10階建て以上の共同住宅から両校に通学する児童の割合につきましては、全校児童数に対し、神根小学校が約26パーセント、神根東小学校が約5パーセントとなっているところでございます。

続きまして、2点目でございます。神根地区の小学校児童数につきましては、鳩ヶ谷市との合併に伴い隣接する学校も増加し、今後の学校選択の状況によりましては児童数の減少が懸念されるところでございます。教育委員会といたしましては、今後の学校選択の動向を注視しつつ、学校応援団の充実を図るなど、今後も学校、保護者、地域が一体となった特色ある学校づくりを推進する取り組みを積極的に支援して参りたいと存じます。

以上であります。

◆ 4 番 **杉本佳代** 議員 15分の4の残りの15分の1がさいたま市で、あとは埼玉県と、川口市民であり埼玉県民でありということになれば、もう15分の1以外はすべて川口がお金を出していることになるわけで、そこについて何とか頑張っていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

## ● 1 2 地域の問題

### (1) 学校選択制による今後について

鳩ヶ谷市との合併を機に学校選択制は現在の鳩ヶ谷市の市域についても同様に考えられるとのことでした。

神根小学校、神根東小学校は児童数が少ない傾向にあるようですが、何とか一定数を保っているのは幾つかあるマンションの居住者によるものとも伺っております。そこでお伺いします。全校児童に占めるマンション居住者の割合は把握していますか。

また、合併後は通学距離を考えるとこれらのマンションに居住する子どもたちは桜町小学校や里小学校のほうが近く、神根小学校、神根東小学校の児童数は減少すると思われまます。

本議会において芝東小学校の統廃合が条例として検討されているところでありますが、伝統ある小学校が寂れていくことや、ましてや廃校になることは地域住民にとって大変残念なことです。このような合併により予測される児童数減少に対して、本市ではどのようにお考えでしょうか。

### (2) 石神西立野特定土地区画整理事業の進捗について

石神西立野特定土地区画整理事業は、平成6年に事業が始まり、平成9年頃から着手しておりますが、当初終了見込みの平成25年が近づいた昨年末に事業計画の変更がなされ、平成35年まで延伸されました。

区画整理地内に住む住民は、事業が進まない状況に合わせて建物の老朽化が進む一方、新築すること、不動産を売却することにも制限を受け、また修理もおぼつかない状況です。そこで、ある地域の住民は、早期に事業が進捗するようにと移転に関する署名を集め提出したところでございます。

そこで、今後の取り組みについてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

### (3) 神根地区の下水道整備状況について

川口自由民主党市議団政策集「市民（あなた）への約束」の中でもうたわれておりますが、新郷、安行、神根、芝において下水道普及率4年間で8パーセントアップを目指しています。震災の影響で国庫補助金も削減されていると伺っておりますが、この目標を達成するためには年間どの程度の事業費が必要でしょうか。

### (4) 神根運動場付近の整備状況について

神根運動場は、かつて国体の用地として大規模な運動設備を整備すると用地買収が行われてきました。しかし、財政難から費用縮減のため青木町公園の整備による開催に変更したことで運動場の計画は頓挫し、それ以来、土地が十分に投資を注がれることなく不十分な整備のままです。

1点目として、現在神根運動場の中で市が管理している場所はどこでしょうか。

2点目として、市が管理し、多くの市民が利用している神根運動場に浄化槽を設けた水洗トイレなどが十分に整備されていない状況ですが、今後の整備計画について、市としてどのような考えをお持ちかお示してください。

(5) (仮称) 赤山歴史自然公園等計画について

先日いよいよ住民説明会が行われ、都市計画決定に向けて動き出したようです。今後の予定についてお伺いいたします。

● 答弁◎新海今朝巳学校教育部長 御答弁申し上げます。

(1)の1点目でございます。神根小学校、神根東小学校の学区内で鳩ヶ谷市との境界に立地する10階建て以上の共同住宅から両校に通学する児童の割合につきましては、全校児童数に対し、神根小学校が約26パーセント、神根東小学校が約5パーセントとなっているところでございます。

続きまして、2点目でございます。神根地区の小学校児童数につきましては、鳩ヶ谷市との合併に伴い隣接する学校も増加し、今後の学校選択の状況によりましては児童数の減少が懸念されるところでございます。教育委員会といたしましては、今後の学校選択の動向を注視しつつ、学校応援団の充実を図るなど、今後も学校、保護者、地域が一体となった特色ある学校づくりを推進する取り組みを積極的に支援して参りたいと存じます。

以上であります。

● 答弁◎境沢孝弘都市整備部長 御答弁申し上げます。

(2) 石神西立野特定土地区画整理事業の進捗についてでございますが、当事業区は、施行面積はもとより起伏が激しいことに加え、住宅開発に伴い著しくスプロール化が進み、事業進捗においても影響のある地区でございます。

また、御指摘の地域はすべての建物が移転対象となっており、移転棟数も多く、順次移転が必要となる状況でございます。

今後は、集団移転等の手法を視野に入れた効率的な造成計画及び移転計画を策定し、関係権利者への理解を得ながら早期移転に努めて参りますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎伊藤幸宏下水道部長 御答弁申し上げます。

同じく(3)の神根地区においての下水道普及率を4年間で8パーセントア

ップを目指すには年間どの程度の予算が必要かとのお尋ねでございますけれども、神根地区の平成22年度末下水道処理人口普及率は44.2パーセントでございます。平成23年度は約1.5パーセント普及率の伸びを見込んでおり、事業費は約3億7,000万円でございます。このことから、下水道処理人口普及率の目標を達成するためには、年間5億円程度の予算が必要でございます。

今後とも国庫補助金等の財源確保を図るとともに、種々方策を検討し、効果的な整備に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎江連保明教育総務部長 御答弁申し上げます。

(4)の1点目でございますが、神根運動場内の条例で管理しております施設といたしましては、野球場及び競技場AからCの4施設がございます。施設の詳細といたしましては、野球場は4面、競技場Aはサッカー場兼ラグビー場、競技場Bは少年サッカー場、競技場Cはターゲットバードゴルフ場と、全施設子どもから大人まで幅広く御利用いただいております。

同じく2点目でございますが、神根運動場につきましては現在休止中である埼玉県防災公園計画の区域に含まれておりますが、グラウンドスポーツの拠点施設として整備を進めているところでございます。

水洗トイレ等の改修につきましては、市民の健康増進や憩いの場となるよう全体の整備の中で検討して参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

(5)の(仮称)赤山歴史自然公園等の計画についてでございますが、去る8月28日並びに8月30日に(仮称)赤山歴史自然公園及び(仮称)川口市火葬施設の都市計画案について、地元地権者並びに関係5町会の皆様を対象とした地元説明会を開催させていただいたところでございます。

今後の予定といたしましては、地元説明会でいただきました御意見等を踏まえ、全市民を対象とした公聴会を開催し、県の事前協議を経て都市計画法第17条に基づく縦覧を行なった上で川口市都市計画審議会に諮問し、本年度中の都市計画決定を目指して取り組んで参りたいと存じます。

以上でございます。



◆ 4番 **杉本佳代**議員 神根運動場の整備状況についてですが、埼玉の防災公園計画でなかなかいい整備ができなかったように思います。これからは川口のもので、しっかり整備していただきたいなと思います。

赤山の公園計画、期待しておりますので、どうか実現するように市長ともども頑張ってもらいたいと思います。

きょうは長い質問をいたしました。ありがとうございました。(拍手起こる)